

※中小企業は、1日あたりの売上高が25万円を超え、かつ1日あたりの売上高減少額が18万7,500円を超える場合に売上高減少額方式が売上高方式に比べ有利になります。

中小企業(個人事業主含む)に該当しますか？

<飲食業>

資本金等の額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

<カラオケなどのサービス業>

資本金等の額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数100人以下の会社及び個人

※本協力金では、大企業である親会社から一定の割合で出資を受けている「みなし大企業」も、上記要件に合致する場合、中小企業に分類しています。

中小企業

前年度又は前々年度の飲食部門における1日あたりの売上高が以下のどれに当たりますか？

- ① 8万3,333円以下
- ② 8万3,333円超～25万円未満
- ③ 25万円以上

①

【売上高方式】

2万5,000円/日
※確定申告書等を提出できない場合も2.5万円/日になります。

②

【売上高方式】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割

③

前年度又は前々年度と比較して本年の飲食部門における1日あたりの売上高減少額が以下のどれに当たりますか？

- ① 18万7,500円以下
- ② 18万7,500円超 (かつ1日あたりの売上高が25万円超)

①

【売上高方式】

7万5,000円/日

②

【売上高減少額方式】

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割

(上限)「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日あたりの売上高の3割のいずれか低い額

大企業

特例について

※売上高方式において売上高8万3,333円超の場合または売上高減少額方式による場合に適用

- 新規開店特例 (時短要請日を基準に開店1年未満の店舗に対する特例) …開店以来の売上高を基準に金額を算定することができる。(売上高方式のみ)
- 合併・法人成り・事業承継特例 …事業の継続性があると認められる場合に過去の売上高を基準に金額を算定することができる。
- 罹災特例 (罹災証明書等を有する者に対する特例) …災害の影響を受けて、前年又は前々年の時短要請月と同じ月の売上高が減っている場合に前々々の時短要請月と同じ月の売上高を基準に金額を算定することができる。